

拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット  
設計者選定プロポーザル実施要領

令和8年7月

大分県姫島村

# 目 次

1. 目的	1
2. 設計者選定の概要	1
(1) 主催者及び事務局	1
(2) 拍子水温泉活用施設設計業務プロポーザル審査委員会	1
(3) 選定方式	1
(4) 主なスケジュール	1
3. 応募資格	2
(1) 単体事務所の応募要件	2
(2) 設計共同体の応募要件	2
(3) 技術者等に関する資格要件	3
4. 審査に係る手続等	3
(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等	3
(2) 参加表明書等の提出期限と受付番号の通知	3
(3) 提出書類等	4
(4) 提出部数	4
(5) 作成要領	5
(6) 費用負担	5
(7) 質疑応答	5
(8) 第1次審査（書類）	5
(9) 第2次審査（ヒアリング）	5
(10) 評価基準	6
(11) 審査の公開	6
(12) 選定結果の発表	6
5. 委託する業務内容等	6
(1) 委託業務名	6
(2) 業務の内容	6
(3) 設計委託料	6
(4) 設計業務の契約等	6
6. その他	7
(1) 失格条項	7
(2) 設計業務に係る工事の制限	7
(3) 提出書類等の取り扱い	7
(4) 使用する言語、通貨及び単位	7

## 1. 目的

姫島村唯一の温泉である「拍子水温泉」は、炭酸を多く含む美肌効果の高い炭酸水素塩泉で、高血圧症、慢性皮膚病、神経痛や疲労回復等に効能があり、村民や観光客から大変高い評価を得ている。

現在、この「姫島村健康管理センター」は老朽化しており、また、村民や利用者を対象としたアンケート結果からは、現行機能の改善にとどまらず、観光誘客の核となる施設としての機能拡充を求める意見が多く示された。

これらの課題と要望を踏まえ、本事業では、敷地内に「拍子水温泉活用施設」を新たに整備する。加えて、車中泊スポットを整備し、滞在環境の充実を図る。これらの整備により温泉資源の魅力向上と滞在時間の延長を促し、観光客の増加と域内消費の拡大につなげることで、地域経済の活性化を図るとともに、観光客と地元利用者がコミュニケーションを図れる場を創出することで、交流人口及び関係人口の増加に寄与することを目的とする。

本事業は、拍子水温泉活用施設整備にかかる基本設計・実施設計及び車中泊スポット整備にかかる基本設計にあたって、高度な発想や設計技術、豊富な経験等を有する設計者が必要であるため、その設計者を選定する公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 設計者選定の概要

### (1) 主催者及び事務局

- ア 主催者 姫島村
- イ 事務局 水産・観光商工課
- 住 所 〒872-1501 大分県東国東郡姫島村 1630 番地の 1
- 電 話 0978-87-2279 ファックス 0978-87-3629
- 電子メールアドレス suikan03@vill.himeshima.lg.jp

### (2) 拍子水温泉活用施設設計業務プロポーザル審査委員会

設計者の選定は、拍子水温泉活用施設設計業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

### (3) 選定方式

本設計者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。  
提出書類等を基に書類審査とヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

審査基準の概略

審査	審査基準の概略	選定数
第1次審査 (書類)	① 設計体制・実施体制 ② 設計実績	概ね5者程度選定
第2次審査 (ヒアリング)	① 観光誘客の促進並びにコミュニケーションを図れる場の創出が期待できる提案 ② 住民アンケートに配慮した提案 ③ 維持費（費用、労力）に配慮した提案 ④ 自然環境との調和、環境負荷軽減 ⑤ 利用者の快適性、防災、防犯 ⑥ 既存施設除却後の活用に配慮した提案	最優秀者（1者） 次点者（1者）

### (4) 主なスケジュール

項目	期日、期限等
手続開始の公告	令和8年7月8日（水）

参加表明書等の様式の交付期間	令和8年7月8日(水)～8月18日(火)
質問書提出期間	令和8年7月8日(水)～7月15日(水)
質問への回答	令和8年7月17日(金)
参加表明書等の提出期限	令和8年7月21日(火)
提出書類等提出期限	令和8年8月18日(火)
第1次審査(書類)	令和8年8月20日(木)
第1次審査(書類) 審査結果通知	令和8年8月21日(金)
第2次審査(ヒアリング)	令和8年8月27日(木)
第2次審査(書類) 審査結果通知	令和8年8月28日(金)

### 3. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす単体事務所または設計共同体とする。

#### (1) 単体事務所の応募要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書提出までに大分県知事から競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ウ 本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- エ 公告日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 審査委員会委員と現在、利害関係または雇用関係がある者でないこと。
- キ 過去1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市町村民税を滞納している者でないこと。
- ク 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- ケ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にない者。
- コ 他の応募者(設計共同企業体の構成員含む。)と資本関係または人的関係がないこと。

#### (2) 設計共同体の応募要件

- ア 設計共同体の構成員(以下、「構成員」という。)の数は2者又は3者であること。
- イ 設計共同体の代表者(以下、「代表構成員」という。)は、構成員のうち最大の出資比率を有する者であること。
- ウ 各構成員は、本業務における他の設計共同体の構成員でないこと。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 各構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は20%以上、3者の場合は10%以上であること。
- カ 結成方法は、自主結成であること。
- キ 各構成員は、参加表明書提出までに大分県知事から競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ク 本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ケ 過去1年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市町村民税を滞納している者でないこと。
- コ 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- サ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にない者。
- シ 他の応募者(設計共同体の構成員含む。)と重複しないこと。
- ス 他の応募者(設計共同体の構成員含む。)と資本関係または人的関係がないこと。
- セ 本業務の委託契約の相手方となった場合は、本業務の履行後3ヶ月以上設計共同体として存続で

きること。

- ソ 管理技術者（※1）（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。）を代表構成員から配置できること。
- タ 照査技術者（※2）（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。）を構成員から配置できること。

（3）技術者等に関する資格要件

- ア 管理技術者、照査技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、一級建築士免許取得後の実務経験が10年以上の者に限る。）及び各主任担当技術者（※3）を各1名配置すること。なお、それぞれの技術者が他の技術者を兼任することはできない。
- イ 分担業務分野（※4）のうち、各主任担当技術者を構成員以外から配置予定の場合は、契約後に承認が必要となる。
- ウ 本設計者選定後、評価した配置予定技術者を変更することはできない。ただし、正当な理由により、配置予定技術者を変更する必要がある場合は、同一資格、又は上位資格を有する者に限り変更を認める。

※1 「管理技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第15条で規定する者とする。

※2 「照査技術者」とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第16条で規定する者とする。

※3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野（※4）における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※4 分担業務分野の分類は下記による。

分担業務分野	業務内容
総合（意匠）	平成21年度国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
設備	同上「設備」

#### 4. 審査に係る手続等

（1）実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月8日（水）～8月18日（火）（事務局での交付は土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

イ 交付方法

姫島村ホームページからダウンロードできる。

また、交付期間中の午前9時から午後5時までの間、事務局でも交付する。（CD-Rを持参すること。）

（2）参加表明書等の提出期限と受付番号の通知

ア 参加表明書等の提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時（事務局必着）までとする。

イ 参加表明書等の提出方法

参加表明書（様式1-1または様式1-2）及び必要に応じ、設計共同体協定書（様式1-3）の写しを持参又は書留、配達証明、電子メール等受取が確認できる方法で提出すること。ただし、書留及び配達証明の場合、封筒等の表面には、必ず「拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設

計業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。電子メールで提出した場合は原本を持参又は書留、配達証明で提出すること。

ウ 受付番号の通知

参加表明書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するので、提出書類（様式2～7）には受付番号を明記すること。

エ 参加辞退

参加表明書提出以降で参加を辞退する場合、参加辞退届（様式1-4）を事務局へ事前に電話連絡した上で、持参又は書留、配達証明、電子メール等の方法により、提出すること。電子メールで提出した場合は原本を持参又は書留、配達証明で提出すること。

(3) 提出書類等

ア 提出書類等の提出期限

令和8年8月18日（火）午後5時（事務局必着）までとする。

イ 提出書類等の提出方法

提出書類等を持参又は書留等受取が確認できる方法で提出すること。ただし、封筒等の表面には、必ず「拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務プロポーザル提出書類等在中」と朱書きすること。

ウ 提出書類等の受領通知

提出書類等を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知する。

エ 提出書類等

- ・設計実績（様式2）  
※図面を添付してください。
- ・管理技術者の経歴（様式3-1）
- ・照査技術者の経歴（様式3-2）
- ・主任担当技術者の経歴（様式3-3）
- ・配置予定技術者・協力事務所の概要（様式4）
- ・管理技術者、照査技術者の一級建築士免許証明書（又は一級建築士免許証）の写し
- ・各主任担当技術者の資格証明書（又は資格者証）の写し（構成員から配置する場合に限る）
- ・建築士事務所登録通知書の写し
- ・拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務技術提案書（様式5）  
※設計業務受託にかかる金額を提示すること。  
※イラスト、概念図等を添付すること。  
※第2次審査（ヒアリング）は応募者名を伏せて行うため、業務技術提案書及びその添付書類に事業者名、個人名等の応募者の特定・推定に繋がる記載は一切行わないこと。
- ・設計工程表（様式6）
- ・提出書類チェックリスト（様式7）
- ・CD-R（様式1から様式7までと添付資料をPDFデータにして保存したもの）

(4) 提出部数

様式等	数量	特記事項
様式1-1～1-3	1部	
様式2～4	各10部	左上1箇所ステープラー止め一綴り
資格等の証明書	各1部	左上1箇所ステープラー止め一綴り
様式5	10部	イラスト、概念図等含む

様式6	10部	
様式7	1部	
CD-R	1部	様式1から様式7と添付資料をPDFデータにして保存して下さい。

(5) 作成要領

別添1 拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計者選定プロポーザル提出書類作成要領のとおりとする。

(6) 費用負担

提出書類等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(7) 質疑応答

質問（別記様式1）は、電子メール（質問書をPDFファイル形式に変換して添付）でのみ受け付ける。質問に対する回答は、姫島村ホームページに掲載する。

質問を受付け後、受付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」という。）を送信する。受付完了メールが届かない場合は、事務局まで問い合わせること。

ア 質問書の提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時まで

イ 質問回答日

令和8年7月17日（金）

ウ その他

質問事項の回答については、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

(8) 第1次審査（書類）

提出書類等を「(10) 評価基準」により評価する。第2次審査（ヒアリング）の対象者として概ね5者程度選定する。

ア 第1次審査実施日

令和8年8月20日（木）

イ 第1次審査（書類）審査結果通知日

令和8年8月21日（金）

ウ その他

- ・第1次審査提出書類等を提出した全員に電子メールで通知する。
- ・審査結果の内容に関する問い合わせには応じない。

(9) 第2次審査（ヒアリング）

応募者は、拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務技術提案書（様式5）等を基に15分以内のプレゼンテーションを行い、審査委員による15分程度のヒアリングを行う。

※拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務技術提案書（様式5）は本実施要領及び「別添1 提出書類作成要領」「別添3 設計仕様」により作成すること。

※事務局で応募者より提出された拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務技術提案書（様式5）及びイラスト等のPDFデータをプロジェクターで投影する。応募者は提出したそれらのみを用いて説明を行うものとする。

ア 第2次審査実施日・場所

実施日 令和8年8月27日（木）

場所 姫島村ITアイランドセンターコワーキングスペースA

イ 第2次審査（ヒアリング）参加者人員上限

参加者人員は3名までとする。

ウ 第2次審査（書類）審査結果通知日

令和8年8月28日（金）

エ 選定について

第2次審査でのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を「(10) 評価基準」により評価し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

(10) 評価基準

提出書類等及びヒアリングで評価する項目。評価基準は別添2のとおりとする。

(11) 審査の公開

審査及びヒアリングは非公開とする。

(12) 選定結果の発表

姫島村ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、応募者全員に書面で通知する。

なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

5. 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

拍子水温泉活用施設及び車中泊スポット設計業務委託

(2) 業務の内容

本業務委託は、拍子水温泉活用施設の新築工事に係る建築、電気設備、機械設備、外構工事及び附属施設について、基本設計及び実施設計を行うとともに、既存温泉施設解体撤去後の跡地を活用した車中泊スポット整備に係る基本設計を行うものである。

なお、既存温泉施設及び屋外トイレ、駐車場舗装等はすべて別工事により除却する前提とする。

※拍子水温泉活用施設の新築工事に係る敷地の範囲は参考資料1 拍子水温泉活用施設位置図中、赤線内の敷地を活用して提案すること。

※車中泊スポットの整備工事にかかる敷地の範囲は参考資料1 拍子水温泉活用施設位置図中、青線内の敷地を活用して提案すること。

※基本設計図書（新設温泉活用施設及び車中泊スポット）並びに当該図書に基づく建設工事に通常要する費用を積算した工事費概算書（参考資料1 拍子水温泉活用施設位置図中、赤線内の敷地に整備する新設温泉活用施設にかかる建築、電気設備、機械設備、外構工事及び附属施設の概算工事費とし、車中泊スポット整備にかかる概算工事費を除く。）を、令和8年12月11日（金）までに納品すること。

イ 設計仕様は「別添3 設計仕様」による。

ウ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行う。

(3) 設計委託料

委託料は、16,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(4) 設計業務の契約等

ア 姫島村は、最優秀者を施設設計委託の第1位契約候補者とし、契約締結交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の評価が著しく低いと判断される場合は、交渉をしない場合がある。

イ 最優秀者若しくはその構成員が本設計者選定終了後に6. その他(1)の失格条項に該当すると認められた場合、又は、姫島村と最優秀者による設計委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととする。ただし、次点者の評価が著しく低いと判断される場合は、交渉をしない場合がある。

## 6. その他

### (1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類等に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格の要件を満たさない者。
- ウ 提出書類の作成要領、提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 審査委員会の委員又は関係者と本事業に関する接触を行った者。
- オ 提出書類等に盗用した疑いがあると審査委員会が認めた者。
- カ その他、審査委員会が不適格と認めた者。

### (2) 提出書類等の取り扱い

提出後の提出書類等の追加、修正は認めない。

- ア 提出書類等は返却しない。
- イ 提出書類等の著作権は、応募者に帰属する。
- ウ 姫島村は、最優秀者及び次点者に選定された提出書類等の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示などをする場合がある。
- エ 選定後において、姫島村は提出書類の趣旨は尊重するが、提出書類の内容に拘束されないものとする。

### (3) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。